

平成30年度一般会計当初予算のうち社会保障4経費その他社会保障に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)により、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化するものとされました。

引き上げ後の消費税率8%のうち、地方消費税率は1.7%となっており、このうち1/2が交付金として市町村に交付されます。

平成30年度当初予算額における、消費税率引き上げによる地方消費税交付金相当額の社会保障経費への充当額は以下のとおりとなります。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 473,941 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(一般財源) 4,624,470 千円 (A+B)

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	平成30年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国府支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	5,917,796	3,162,848	0	264,756	255,209	2,234,983
社会保険	2,305,451	469,763	0	0	188,131	1,647,557
保健衛生	320,279	3,591	0	18,098	30,601	267,989
合 計	8,543,526	3,636,202	0	282,854	A 473,941	B 4,150,529

※ 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、平成30年度当初予算における地方消費税交付金の17分の7に相当する額としています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各区分の一般財源額の比率に応じて配分しています。